

## 令和元年度 第6回 役員会議事要旨

日 時 令和元年6月26日(水) 10時30分～12時12分

場 所 学長室

出席者 学長, 後藤理事, 兒玉理事, 寺本理事, 吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事, 山崎事務局長, 山下附属病院長

### 1 審議事項

#### 【一括審議事項】

学長から, 役員会等で協議し, 教育研究評議会等で審議した8案件について, 一括審議する旨の説明があった。

次いで, 総務課長から一括審議事項の概要について, 次のとおり説明があった。

- (1) 「教職大学院認証評価自己評価書(案)」について  
本件は, 令和元年6月末に教員養成評価機構に提出する「教職大学院認証評価自己評価書(案)」について審議するもの。
- (2) 「平成30年度自己点検・評価書(案)」及び「平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」について  
本件は, 「平成30年度自己点検・評価書(案)」及び令和元年6月末に国立大学法人評価委員会に提出する「平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」について審議するもの。
- (3) 国立大学法人佐賀大学における職員の健康情報等の取扱いに関する規程の制定について  
本件は, 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い, 労働安全衛生法が改正になったことを踏まえ, 必要な規程の整備を行うもの。
- (4) 平成30事業年度決算について  
本件は, 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第1項及び同条第2項に基づき, 平成30事業年度財務諸表等について, 文部科学大臣に提出し, 承認を受けようとするものもの。

- (5) 2020年度概算要求事項について  
本件は、2020年度概算要求に向けて、機能強化経費（機能強化促進分、共通政策課題分）について、要求事項の選定、並びに「施設整備費補助金」及び「施設費交付事業費」について、要求事項の選定を行うもの。
- (6) 2019年度評価反映特別経費に係る業務の評価の配分基準等について（案）  
本件は、部局の教学（教育）、学術（研究）、社会貢献（地域・国際貢献）及び経営基盤における諸活動の成果に関するIR室から提供される情報に基づき評価を行うために、2019年度評価反映特別経費の予算配分要領第3の規定に基づく業務の評価の配分基準等について定めるもの。
- (7) 国立大学法人佐賀大学における佐賀大学発ベンチャーに係る認定および支援に関する規程の制定について  
本件は、現在佐賀大学発ベンチャー称号および支援に関する規程が存在しないため、称号を与え、事業支援を行うために規程の整備を行うもの。
- (8) 学術交流協定（大学間協定）の締結について  
本件は、佐賀大学学術交流協定取扱要項第4第3号に基づき、相手大学からも希望のあった大学間協定を締結するもの。

審議の結果、8案件はすべて了承された。

- (9) その他  
特になし。

## 2 報告事項

- (1) 会計監査人の選任について  
監査室長から、令和元年度の会計監査人候補者の選任については、4月24日の役員会において「EY新日本有限責任監査法人」を選定した後、文部科学省に会計監査人候補者名簿により希望推薦を行っていたところ、6月7日付けで文部科学大臣から選任した旨の通知があったので、本学の会計監査人として業務を依頼している旨報告があった。  
なお、令和元年度の会計監査人の候補者については、本学の会計監査人候補者選考会議において、令和元年度から3年度までの3カ年の複数

年の選考を行うこととして、監査実績や実施の計画方針等について検討を行った結果、「EY新日本有限責任監査法人」には業務遂行能力があるものとして、役員会審議の上、希望推薦していたものである旨説明があった。

(2) 国立大学法人佐賀大学の役職員の給与水準公表について

総務部長から、公務員の給与改定に関する取扱いに準じて、国立大学法人においても、総務大臣が定める様式に基づき公表しているものであり、役員報酬等、職員給与、総人件費の各項目について、6月末に公表するものであるとの報告があった。なお、本学のラスパイレス指数が低いのは、地域手当の有無、役職数等によるところがあり単純に比較できないこと、及び総人件費各区分の前年比増減について説明があった。

(3) 附属病院経営状況について

山下医学部附属病院長から、平成30年度附属病院収支実績（年間実績）、今後の支出見込みに対する粗利及び繰越金の確保状況、月別材料比率の推移、診療科毎稼働実績累計、令和元年度附属病院の目標の設定、4月の実績等について報告があった。

(4) その他

特になし。

### 3 その他

○ 各理事室から次期執行部への申し送り事項について

学長から、次期学長が兒玉理事に決まったので、これまで各理事室が行ってきた事項や今後の見通しについて、各理事から次期学長に教えていただき、それを踏まえて次期執行部を考えていただきたい旨説明があり、次いで、後藤理事、寺本理事の順に説明があった。

以上